

令和元年度監査報告書

第2回定期監査

建設環境部

- 【建設事業課】
- 【道路管理課】
- 【交通対策課】
- 【下水道課】
- 【緑と建築課】
- 【環境対策課】
- 【ごみ減量推進課】

令和2年3月

国分寺市監査委員

令和元年度第2回定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第2 監査の対象事務

建設環境部（建設事業課、道路管理課、交通対策課、下水道課、緑と建築課、環境対策課、ごみ減量推進課）における財務に関する事務及び当該事務の執行について

第3 監査の範囲

平成31年度（平成31年4月1日から令和元年10月31日まで）の執行分現金及び郵券等については、監査現地調査日までを対象とした。また、平成31年度（令和元年度）に実績のない事業等については、平成30年度以前を対象とした。

第4 監査の実施期間

令和元年11月18日から令和2年3月25日まで
現地調査

月 日	監査対象所管
令和2年1月8日	建設事業課、環境対策課、ごみ減量推進課
令和2年1月9日	交通対策課
令和2年1月10日	道路管理課、緑と建築課
令和2年1月14日	下水道課

第5 監査の着眼点

監査対象所管の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

- 1 収入事務（調定、徴収、現金取扱）は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- 2 支出にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 3 契約にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 4 文書管理は関係法令等に基づき適正に作成、管理されているか。
- 5 郵券、現金の管理は適正に行われているか。

6 車両の安全運転管理，施設の安全管理は適正に行われているか。

第6 監査の方法

監査対象所管から関係資料，証拠書類の提出を求めるとともに書面及び現地調査を行い，必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第7 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ，適正に執行されているものと認められたが，一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので，以下個別に記述する。

1 文書事務について

文書の収受に当たっての回付又は事務執行に当たっての起案及び決裁を行っていないもの，定められている決裁者区分に基づいた決裁が行われていないもの，文書管理システムを用いず起案及び決裁を行っているもの等，文書事務において適正性を欠いているものが見受けられた。今後点検を行い，国分寺市文書管理規則，同規程及び国分寺市事務決裁規程に基づき，適正に処理されたい。

2 公印管理について

備品登録がされていない公印及び例規等の規定にない公印が確認された。それぞれの公印の使用状況等を点検し，適正に管理されたい。

3 備品管理について

実際は廃棄されているが，備品一覧では存在することとなっているもの及び管理替えがされていないものが見受けられた。国分寺市物品管理規則に基づき適正に処理されたい。

4 道路占用料の徴収について（道路管理課）

納入期限を過ぎた道路占用料に関して，督促等の手続が国分寺市道路占用料等徴収条例に定められている方法で行われていなかった。今後は，同条例の規定に基づき適正に対応されたい。

5 収入事務について（下水道課）

公共下水道台帳に関する公簿の写し及び証明の交付に当たっては，交付申請者に一定額を負担させ，雑入として収入していたが，負担金額等について根拠となる規定が不明確であった。今後，条例等の適用について検討し，根拠等を整理されたい。

6 収入事務について（環境対策課）

塵芥処理手数料に係る事務において、収入の突合事務を怠っているものが認められた。また、書類の管理においても不十分な点が見受けられた。手数料は行政サービスに係る費用の一部を市民に負担して頂いているものであり、その収入事務は細心の注意を払って適正にされる必要がある。今後事務改善に取り組み、収入事務及び書類の管理を適正かつ正確に行われたい。

7 廃棄物処理手数料減免に係る文書取扱い事務について（環境対策課）

本手数料減免に当たって、国分寺市文書管理規程等に基づいた回付、起案及び決裁の文書事務が行われていないことを確認した。今後は市民の利便性を保持しつつ、文書管理規則、同規程及び国分寺市事務決裁規程に基づき適正に処理されたい。